

検討を要する住宅改修の種類について

1. 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

○ 目的とする住宅改修の内容

- ・ 寝室からトイレ、洗面、居間などへの移動を円滑にするための天井面の整備
- ・ 廊下等では、床の障害物に移動支援機器が引っかかり転倒することもあるため、障害物が少ない天井（照明器具程度）を活用した転倒時の衝撃緩和機器を吊下げるための「歩行支援天井移動レール」の設置
- ・ 本製品は、人が転倒したときに速度を減速しゆっくりと転倒させることを目的とするため、小さな断面である
- ・ 専用の「アクチュエータ（モーター）」と「ジャケット」が必要

○ 状態・症状等

- ・ 転倒、立ち座り時の椅子からの落下、衝撃による骨折等に不安をもたれる方（著しい下肢筋力低下、脳疾患による片麻痺、パーキンソン症候群）
- ・ 歩行などによる筋力強化により症状が緩和される方（関節疾患、リウマチ、骨粗しょう症：要医師の診断）

○ 具体的な改修工事の内容

- ・ 住宅又は施設の天井裏にある梁に対して、金物を使い「歩行支援天井移動レール」を取り付けるための下地木 90mm×90mm の木部材を固定し、天井石膏ボード貼付の上からアングルを取付（木ビス2本）け、天井レールを固定する（最大荷重 500kg で設計）
- ・ 天井固定レール設置時には、脱落しないよう、建物本体の強度についても確認する
- ・ 施工業者は認定制度を設け、基準を満たす施工店のみとする

○ その他

- ・ 「歩行支援天井移動レール」の特長
 - ① 直線に加え、カーブ、T字部の通過を可能とする。
 - ② 上記レールの分岐部分には、停電時の安全性を勘案し、電力投入が無くても分岐可能な仕組みを有する

<論点>

- ・ 「転倒時の衝撃緩和機器」自体が福祉用具となっていない中で、本改修工事をどう考えるか。
- ・ 持ち家の居住者と借家の居住者の受益の均衡をどう考えるか。

2. 引き戸等への扉の取替え

○ 目的とする住宅改修の内容

認知症患者が扉に気付きやすくなり、自力での移動を円滑にすることを目的とした「間口の拡大」

○ 状態・症状等

身体的には問題ないが、認知症の症状が強く出ており、排泄の際トイレへの移動が困難な方。通路に照明を複数設置し、光を頼りにトイレまで誘導ができることもあったが、部屋の出入口が狭いため、最近ではセンサー付きの照明にも反応しづらくなり、移動ができなくなっている状況。

○ 具体的な改修工事の内容

部屋の開き戸を外し、壁を撤去して入口を拡張する。拡張した大きさに合わせて開き戸又は引き戸を設置する。

○ その他

現在は、身体的な面での住宅改修が主であるが、認知症を理由とした出入口の拡張を認めたい。認知症患者は環境が変わることでのどのような影響があるかが想定し難いため、ケースごとに慎重に対応したい。

<論点>

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・扉に気付きやすくするための改修工事をどう考えるか。・持ち家の居住者と借家の居住者の受益の均衡をどう考えるか。 |
|--|

3. その他（便座の取替え）

○ 目的とする住宅改修の内容

ご家庭での陰部洗浄の場合、手すりにつかまって、立った状態で洗浄・拭き取りをする場合が多いが、開口部前部を広げたものにより、座った状態での介護ができる。

○ 状態・症状等

- ・ご自分又は家族がトイレでおむつ・パット交換を行い、陰部洗浄される方
- ・オストメイトの方
- ・自己導尿をされている方
- ・心臓に負担がかからないよう、息を整えながらの排泄処理が必要な方

○ 具体的な改修工事の内容

福祉便座（前が広い温水洗浄便座）の交換工事を支給対象とする。

○ その他

これからの介護が病院・施設から在宅介護へ移行していく中で、要介護者自身・家族によるケアをサポートすることが必要になる。

<論点>

・便座の取替えを住宅改修の範囲としてどう考えるか。

4. その他（壁の解体と造作）

○ 目的とする住宅改修の内容

便器の位置・向きの変更に付帯する壁の解体と造作

○ 状態・症状等

- ・ 脳血管障害による左半身麻痺及び半側空間無視
- ・ 入院中は全くなかったが、自宅で尿失禁をするようになった。本人から自宅のトイレでは移乗が困難であり、入院中使用していたトイレと同様に便器に車いすを横付けできるようにしてほしいと訴えがある

○ 具体的な改修工事の内容

- ・ トイレ内部の幅が足りず、便器の向きの変更が行うことができないため、隣室との間仕切り壁を移動させ、十分な幅を確保したい。トイレの内寸は奥行きが 1250mm 程度、横幅は 810mm 程度なのに対し便器はタンクを含めて長さが 780mm 程度である。

○ その他

- ・ ほとんどの家屋では、トイレの寸法は横幅が 910mm であり、便器の向きを変更しようとする、多くの場合にトイレの間取りを変更する必要が出てくる。住宅改修の目的となる便器の向きの変更だけではトイレとして機能を果たせないため、付帯する工事として壁の解体や造作を認めてほしい。

<論点>

・持ち家の居住者と借家の居住者の受益の均衡をどう考えるか。